

定 款 施 行 規 則

第1章 総 則

(施行規則)

第1条 公益社団法人日本鉄道広告協会（以下「本会」という。）が定款に基づく業務の執行を円滑かつ効率的に行うため、定款第54条に基づき、定款施行規則（以下「規則」という。）を定める。

(定款の実施)

第2条 定款の実施に関し、規則に特に定めていない事項については、会長が定める。

(規則の変更)

第3条 規則を変更し、または廃止する場合は理事会の議決を得なければならない。

第2章 入 会 等

(入会)

第4条 定款第7条第1項の規定により、入会の申込をするときは、別紙1の様式の入会申込書及び会長が必要とする書類を添え、会長に提出するものとする。

2 正会員及び賛助会員の入会申込は、会長がこれを審査し、その結果を理事会に諮り、議決を得るものとする。

3 会長は、理事会が入会についての議決をしたときは、書面をもってその結果を申込者に通知するものとし、入会を承認する旨の通知には、申込者が納入すべき入会金及び年会費の額、納入の期日、納入方法等を示すものとする。

(代表者変更)

第5条 定款第7条第4項の規定による会員代表者の変更届の様式は、別紙2のとおりとする。

(準用)

第6条 定款第6条に定める会員種別の変更をするときは、第4条の規定を準用する。

(退会)

第7条 定款第10条の規定により、退会しようとするときは、別紙3の様式の退会届を会長に提出するものとする。

(社員名簿)

第8条 会長は、会員が会員資格を取得したときは、社員名簿にこれを登録する。

2 会長は、会員が会員種別の変更をしたときは、社員名簿にその旨を記載する。

3 会長は、会員が定款第9条、第10条の規定により、その資格を失ったときは、社員名簿より抹消する。

4 会長は、毎事業年度の終わりに、社員名簿の記載事項を点検・確認するものとする。

第3章 支 部

(支部の設置)

第9条 定款第2条第2項に基づき、本会に次の支部を置く。

- (1) 北海道支部
- (2) 東北支部
- (3) 首都圏支部
- (4) 中部支部
- (5) 近畿・中国・北陸支部
- (6) 四国支部
- (7) 九州支部

2 会長は、必要と認めたときは理事会の議決を得て、支部を新設、変更または廃止することができる。

(支部の運営)

第10条 支部には支部長を置き、必要と認めたときは副支部長を置くことができる。支部長及び副支部長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

2 支部長は、支部の業務を統括する。

第4章 委 員 会

(委員会の設置・廃止)

第11条 定款第39条第1項の規定により、次の委員会を設置するものとする。

- (1) 総務財務委員会
- (2) 倫理委員会
- (3) 美観風致委員会
- (4) 安全委員会
- (5) 環境委員会
- (6) 標準化委員会
- (7) 人材育成委員会
- (8) 技術開発委員会
- (9) 調査研究委員会
- (10) 業務近代化委員会
- (11) PR委員会

2 会長は、前項の他、必要と認めたときは理事会の議決を得て委員会を新設、変更または廃止することができる。

(委員会の構成)

第12条 委員会の委員は、正会員若しくは賛助会員の役員等から選任する。但し、必要があるときは、学識経験者等、それ以外の者を委員とすることができる。

2 委員は会長の同意を得て、委員長が選任する。

(委員長)

第13条 委員会には委員長を置き、必要と認めた時は副委員長を若干名置くことができる。

2 正副委員長は理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

(委員会の業務)

第14条 委員会は、所管事項又は会長から諮問された事項について審議し、その結果を会長に答申する。

2 会長は、前項の答申を受けたときは、必要な調整を行い、その趣旨の実現に努めるものとする。

(小委員会)

第15条 委員長は、必要に応じて、委員会の中に小委員会、部会等を設け、それぞれに主査を置くことができる。

(企画会議)

第16条 会長は、委員会相互の連携の緊密化をはかるため、必要に応じて企画会議を開催することができる。

2 企画会議は会長、副会長、専務理事及び各委員会の委員長で構成し、議長は会長がつとめる。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 事務局に事務局長1名を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 事務局の職員は事務の処理にあたる。

4 事務局の職員の就業、給与等については、別に定めるところによる。

附則

この規則は、平成21年6月10日の総会において承認された(平成22年6月25日の総会において一部変更)定款の変更が効力を発する日をもって、効力を発するものとする。

入 会 申 込 書

公益社団法人 日本鉄道広告協会

会 長 殿

公益社団法人日本鉄道広告協会に入会いたしたく、申込書を提出いたします。
入会後は、定款の定めるところにより、協会会員としての責務を果たすことを誓約いたします。

会員種別 (会員種別については、入会金、年会費料金表を参照してください)

☐	正会員	☐	賛助会員
--------------------------	-----	--------------------------	------

申 込 日 年 月 日

所在地 〒

TEL ()

FAX ()

e-mail

申 込 社 名

社印

代 表 者 名

印

連 絡 先 氏 名

TEL ()

*別表の年会費を定めるため、該当する欄にご記入ください。

①正会員 (②を除く。)

年 1～12 月の鉄道広告売上高 百万円

②正会員 (鉄道軌道業を営む団体のみ)、賛助会員

年会費口数 口 万円

代表者変更届

年 月 日

公益社団法人 日本鉄道広告協会
会 長 殿

このたび、公益社団法人日本鉄道広告協会の会員代表者を下記のとおり変更いたしましたので、お届けします。

記

代表者変更日 年 月 日

会 員 名 社印

ふ り が な
新会員代表者名 印

役 職

所 在 地 〒

TEL ()

FAX ()

e-mail

以上

退 会 届

年 月 日

公益社団法人 日本鉄道広告協会
会 長 殿

このたび、 年 月 日 をもちまして、公益社団法人日本
鉄道広告協会を退会いたしますので、定款第10条によりお届けします。

会 員 名

社印

代表者氏名

印

所在地 〒

電 話 番 号 ()

退 会 理 由

以上